

平成 1 9 年度税制改正要望

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
(企業財務協議会)

平成 1 8 年 9 月

1. 証券税制関連

「金融改革プログラム」において示された多様な金融商品を対象とする包括的な利用者保護ルールの徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上、グローバル化に対応した制度の構築等の取組みに関しては、「金融商品取引法」の制定と併せ、抜本的かつ包括的な証券税制改革を施すことで、持続的な景気回復局面における企業部門の資金調達ニーズへ向けた他部門からのリスクマネー供給を一層拡大させることが求められる。

(1) 短期社債等に関する支払調書の提出義務の撤廃

支払調書の導入は、卓越した機能の発揮を期待されて誕生した電子 CP のメリットである「低コスト」・「省力性」などを根本から失わせることとなり、市場の厚みを著しく損なう恐れがある。その結果、決済システムの初期投資の回収もままならず、取引の増加に伴う手数料の引下げも望めず、電子 CP 市場の健全な発展が阻害されてしまうことを恐れる。

従って、平成 16 年度の税制改正において、短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度が整備され、平成 18 年 4 月 1 日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用されることが決定されていたが、上記の危機感からここに改めて支払調書提出の義務付けの撤廃を申し入れるとともに、今後将来にわたり短期社債（電子 CP）に支払調書の提出を義務付けることに反対する。

このまま電子 CP の取引に関し、支払調書の提出の義務付けを恒久化するとすれば、従来の手形 CP さえその義務は課されていなかったため、電子 CP が誇るべきコストと省力性のメリットが大きく損なわれることとなる。

関係者は支払調書提出のためだけに「対応システム投資」、「人員の配置」などの対策を迫られることになり、直接的なコストの発生や、電子 CP の手数料としての上乗せコストの発生など、有形無形の追加コストの発生が避けられない。発行体、金融機関、振替機関のいずれがその支払調書の作成・提出を義務付けられたとしても、コストと省力性のメリットを大きく損なうことになる。

また、発行体のみならず投資家・資金運用の立場からも、支払調書提出が義務付けられることによって、将来的に、「T+0」と「DVP」の実現により日々の資金過不足の調整弁（オーバーナイト物を含む超短期発行）としての機能を期待される電子 CP を発行・購入しようとするモチベーションが著しく低下する懸念がある。

さらに、電子 CP はその性質上、発行市場のみならず流通市場においてもその機動性を大いに発揮することが期待され、今後ダイレクト発行により発行された電子 CP は、流通市場を通じて広く投資家間で転売されることが想定される。しかしながら、その償還時には、口座管理機関が償還金を代理受領する仕組みのため、支払調書を作成すべき発行体が最終投資家を把握できない恐れがある。

このままでは短期社債の支払調書制度そのものの信頼性について市場全体から疑問が持ち上がることは確実であり、改めて短期社債等に関する支払調書の提出義務付けの撤廃を求める。

(2)非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置の創設

社債等振替法の枠組みで発行・流通する振替国債・振替社債等の利子については、資本金 1 億円以上の内国法人であれば、その受取利子の源泉徴収が免除される措置が平成 15 年度税制改正時に導入され、同時に非居住者・外国法人の受け取る振替国債の利子については非課税とする措置が導入された。

一方で、非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子については、現段階においても税制の取扱いが定められていない状況にある。

金融資本市場の多様化やグローバル化を踏まえ、多様な投資家が、我が国の市場において円滑かつ活発な取引を展開することを可能とし、もって将来的に我が国の資本市場の厚みを形成してゆく必要があることから、非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子についても、すでに手当てがなされた振替国債に対する措置と同様、非課税扱いとする措置の創設を行うべきである。

(3)株価指数連動利付債等のいわゆる指数連動債の償還金額が、額面金額（発行価額）を超える場合に生ずる収益について雑所得とすること

現在、当該所得は「雑所得」あるいは「利子所得」のどちらとみなすかについての扱いが明確になっていない。仮に当該所得が「利子所得」とみなされると、源泉徴収の可能性が発生し、また、上記の通り扱いが不明確であるため、その場合の源泉徴収の可能性のある者が源泉徴収義務の有無を判断することが困難となり、さらに、これら指数連動債という商品の性格上、源泉所得税の対象となる金額を把握することが実務上困難となる。

従って、将来的に指数連動債の発行市場の厚みの形成を促進する観点か

ら、流動性や流通性を阻害する要因を排除することが重要であるとの判断に基づき、株価指数連動利付債等のいわゆる指数連動債の償還金額について、額面金額（発行価額）を超える場合に生ずる収益について、明確に雑所得扱いとする措置を講じるべきである。

(4) 株式配当二重課税の見直し

現在、我が国においては、株式の配当に対し、法人税及び所得税が重複して課されるという「二重課税」問題が存在している。

個人株主については、二重課税を調整する方法として、「配当所得税額控除制度」が採用されているものの、同制度には、(a)二重課税の排除効果自体が極めて限定的であること、(b)所得段階が低いほど二重課税の排除効果が小さくなる「逆進性」が強いこと、(c)諸外国と比較して、中立性、二重課税の排除効果の両面において不十分な状態に止まっていること等の点で大きな問題がある。

一方、法人株主については、「受取配当の益金不算入制度」が採用されているが、同制度においては益金不算入割合が50%に制限されている（平成14年度税制改正で80%から50%に引き下げられた）ことに加え、特定利子に係る措置が廃止されたことに伴い、結果として当該措置の廃止だけでも益金不算入額が縮小してしまうことになり、一層二重課税の排除効果が不完全な状態になってしまった。

二重課税の存在は、(a)投資家の投資意欲を阻害していること、(b)企業にとっては全額損金算入が認められる借入金の支払利子に比べ、株式配当の負担を実質的に高める効果があることから、資金調達手段の選択、ひいては資本構成に歪みを生じさせていること、(c)諸外国と比較して二重課税排除の程度が不十分であるため、我が国企業の国際競争力が不当に阻害されていること等の点で、企業の資金調達の円滑化の観点から、多大なる悪影響があることは疑い得ないところである。

従って、企業の資金調達の円滑化に資するべく、インピュテーション方式の採用等、配当二重課税を排除する方策が検討されるべきである。

(5) 金融所得課税一元化の導入

我が国における企業部門の資金調達は、依然として金融機関借入を主とする間接金融に偏重しており、株式・債券や信託など市場機能を通じた家計から産業への資金供給はそれほど多いとは言えない。こうした状況の一

方で、企業価値の持続的な向上を図るため、社債、私募債や株式等の発行による資金調達に関心を寄せる企業も増えてきている状況にあることから、家計部門から企業部門へリスクマネーを如何に供給できるかが重要な課題である。

そのためには、個人投資家の投資意欲を刺激して預貯金から投資へのシフトを促進させることが必要であり、その障害となるような、複雑で分かりにくい税制を改め、多様な金融商品間で中立な税制とすべきである。

従って、金融所得に関する税制として、金融商品を幅広く捉え、その税率を同一とし、それらについて損益通算を広く可能とする、金融所得課税一元化の導入を図るべきである。

(6)特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例（エンジェル税制）の拡充

平成9年に創設されたエンジェル税制については、制度創設以来、譲渡益圧縮特例の創設や拡充、投資額控除制度の創設や適用対象要件の拡充等、年々優遇策が強化されてきているものの、投資実績は平成17年度において約20億円であり、諸外国と比較して低い水準にとどまっている。

ベンチャー企業はイノベーション・新規産業や新たな雇用の場の創出等、我が国経済の活性化にとって重要な役割を果たしており、本税制で個人投資家（エンジェル）の投資インセンティブを高めることによりベンチャー企業へリスクマネーの供給を促し、ベンチャー企業の創業時等における大きな課題である資金調達を円滑化することが必要である。

このため、ベンチャー企業への投資額控除（繰延）の対象を、現行の株式譲渡益から利子・配当所得を含めた金融所得へ拡大するとともに、株式譲渡損失が発生した場合の繰越控除の対象についても現行の株式譲渡益から金融所得へ拡大することが必要である。また、平成19年3月31日迄で適用期限切れとなる株式譲渡益の圧縮課税の特例措置を2年延長し、恒久措置となっている株式譲渡損失の3年間の繰越控除については5年へ延長することを要望する。さらに、試験研究費等が売上高に占める割合や外部からの投資の割合等、本税制が適用されるベンチャー企業の要件の緩和も検討されるべきである。

(7)上場会社等による自己株式の公開買付けを行う場合のみなし配当課税の免除措置の恒久化

平成 19 年 3 月 31 日までの特例措置として、上場会社、店頭登録会社が公開買付けにより自己株式を取得した場合、みなし配当課税が非課税（株式譲渡時に譲渡益として課税）とされている。本措置は、株式の魅力を高めることにより株式市場の活性化を図る観点、また、企業の組織再編の円滑な実施や資本の有効利用等を可能とする自己株式の取得・保有を促進する観点から設けられたものである。

いわゆる金庫株の解禁により平成 13 年 10 月より自己株式の取得・保有が自由化され、自己株式の取得が行われるケースが増加している。こうした中で、本措置が恒久化されないこととなると、公開買付けによる自己株式の取得に応じる株主の課税関係が不利になることから、公開買付けによる自己株取得が進まない恐れが強い。

従って、税制面からも引き続き自己株式の取得・保有を促進するため、みなし配当課税の非課税を恒久化することが必要であり、恒久化が困難である場合には、せめて本措置を延長すべきである。

2. 企業経営効率化関連税制

企業組織再編に対し税制の中立性を確保することにより、経営者の自由な企業組織の選択を可能とし、戦略的に事業再構築を行うことができる環境を整備する必要があり、なおかつ一般事業会社がクロスボーダーでの円滑なグローバル・キャッシュマネジメントを実現可能とする環境を整備するため、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 外形標準課税制度の見直し

外形標準課税は平成 15 年度税制改正において、平成 16 年 4 月 1 日以降、資本金 1 億円超の法人を課税対象として導入されたが、世界の流れにも逆行した賃金（所得割額）を課税標準とする法人事業税の外形標準課税制度に関しては、担税力のない法人に対し新たな税負担を強い、企業の雇用や投資活動に悪影響を及ぼすため、廃止を含めた見直しを行うことが不可欠である。

(2) 欠損金の繰戻し還付・繰越期間の延長

企業にとって、課税上の期間損益の通算は、長期的な視野に立った経営を行う上で非常に重要である。しかし、現行法人税における欠損金の扱いは、繰越控除については、平成 16 年度の税制改正において 5 年間から 7 年間へ延長されたが、繰戻し還付については 1 年間に限られている上、平成 4 年 4 月から適用が停止されている。（平成 20 年 3 月 31 日まで適用停止。なお、設立後 5 年以内の中小法人等については、本停止措置から除外し、欠損金の繰戻し還付を認める措置を講じている。）

一方で、例えば、米国では 2 年間の繰戻しと 20 年間の繰越し、英国では 1 年間の繰戻しと無制限の繰越しが認められており、諸外国と比較してわが国の現行制度は著しく不利な扱いとなっている。

欧米諸国との国際的整合性の観点から、法人税の一般的な制度として繰戻し還付及び繰越控除期間の一層の延長を要望したい。

(3) 法人実効税率の引下げ

我が国の法人税の実効税率は約 40% であり、ほぼ米国並みの水準となっているが、欧州諸国では 30% 台前半が中心となっており、アジア諸国も概ね 20% ~ 30% 台の水準となっている。また、中国をはじめ、多くの国々が

外国からの投資を促進するための経済特区を設け、税制優遇措置を講じている。

グローバル化が進展し、企業が国際的な最適立地選択を進める中、我が国に立地する企業の競争条件を国際的に遜色ないものとしていくことが重要であるため、我が国もこのような諸策を取り入れ、欧州諸国並みの水準まで軽減を図るべきである。

(4)外国税額控除制度の見直し

我が国企業は海外直接投資の活発化に伴い、海外子会社等の連結収益に占める割合が増大する中で、配当や本邦設備投資の原資として海外から収益を親会社に集中させる動きがある。

その一方で、国税・地方税を合わせた税収に対する法人課税の割合が欧米諸国で10%前後であるのに対して、わが国では20%を超える高い水準にあるため、我が国企業の中には、海外子会社の内部留保を親会社に配当せず、海外において再投資を行い、グループ全体の税負担を軽減しようとする行動も散見される。

従って、これら我が国企業のグローバルな事業活動の成果を国内へ還元し、我が国企業の国際競争力を向上させるため、また、海外からの投資を我が国に積極的に呼び込み、経済の活性化を図るため、外国税額控除制度の拡充が不可欠である。

具体的には、外国税額控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間は現在3年であるが、これらの一層の延長を図ること、外国税額控除限度超過額の失効額の損金算入を認めること、さらに間接税額控除の対象となる関連会社の出資比率の要件は現在25%以上であるが、これをせめて米国・英国並みの10%以上を目標として緩和することが必要である。

(5)連結納税制度の改善

グループ企業の経営の効率性を高めることなどを目的とした分社化や持株会社化等、企業が行う組織再編を促進する観点から、現行の連結納税制度において障害となっている、子会社の連結前繰越欠損金の持込制限や、連結法人間で発生した寄付金を全額損金不算入とする制度などについては、見直しを行うべきである。

また、地方税を連結納税制度の対象に加えることなどについても、検討・見直しを行うべきである。

(6)減価償却制度の見直し

企業の設備投資意欲を刺激し経済を活性化するためには、投下した資本の完全かつ早期の回収が不可欠であるという視点から、減価償却制度の見直しが必要である。具体的には資産分類の簡素化や、少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の10万円から30万円へ引き上げること、加速度償却制度の導入などが必要である。

また、残存価額と償却可能限度額の適正化という観点からは、償却可能限度額を国際標準並みの100%まで引き上げるべきである。

さらに電話加入権については、現行税法上、非償却資産として扱われるが、今後市場価値が消失してゆく見込みであり、資産の実態を反映した評価を可能とするためにも、電話加入権についてはその取扱いを償却資産へ変更し、早期償却を可能とする措置を講ずるべきである。

(7)環境税等の導入反対

産業界は環境問題の重要性を十分に認識し、これまでも環境自主行動計画の策定・実行を強力に推進してきた。

このような自主的取組は、費用対効果に優れ、技術動向を考慮した対策を立案し実行できる点で極めて優れている。また、政府が昨年4月に閣議決定した京都議定書目標達成計画においても、自主行動計画は「産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすもの」と評価されており、環境と経済との両立に資する仕組みを重視しながら、地球温暖化問題に取り組む民間の自主的な態勢を尊重すべきである。

環境税等の導入はこうした民間の真摯な取組みを行っている我が国企業に対して追加的なコスト負担を強いるものであり、グローバル競争下の国際貿易や経済構造に歪みをもたらす懸念があり、改めて反対である。

(8)役員の利益連動給与の損金算入要件の緩和

従来、役員に支給される報酬等については、定期的に同一の額を支給する役員給与のみが損金算入され、業績連動型報酬は原則として損金算入不可とされていたが、平成18年度の税制改正において、一定の要件を満たす利益連動給与（業績連動型役員報酬・賞与）が新たに損金算入可能とされた。

しかしながら、法人税法において、損金算入の要件として、「個々の役員の利益連動給与額を有価証券報告書に開示する必要がある」とこととされ

ており、本要件は個人情報保護法の施行や公示制度の廃止等、近年の個人情報の適正な取扱いを求める時代の流れに逆行するものである。

また、会社法下における役員報酬等の開示については、「取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額」を開示することが定められているのみであり、個々の役員の報酬等の開示までは求められていない。

従って、新事業展開など果敢にリスクに挑む経営を行おうとする経営者の努力と挑戦を後押しするという観点から設けられた本制度が有効に活用されるよう、損金算入要件を「役員全体の利益連動給与総額の開示」等に緩和すべきである。

(9) 租税条約における親子間融資等に関わる利子の源泉徴収免除

米国との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ 30 年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成 16 年 3 月 30 日をもって発効し、源泉徴収される租税については、同年 7 月 1 日以後の課税分に適用されている。

新条約では、従来の条約の内容を全面的に改め、OECD 条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約濫用による租税回避の防止規定を設けるなど、従来の条約やこれまでの我が国の租税条約例にない新しい規定が盛り込まれた。即ち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税（源泉徴収税率）が大幅に引き下げられ、特に一定の親子間配当、一定の主体が受け取る利子及び使用料については源泉地国免税となった。

しかしながら、一般事業会社の同一グループ内で、資金の一元管理による効率化を目的とするキャッシュマネジメントのオペレーションに関して、日本法人と米国現地法人間で締結する融資契約に係る利子については、新条約において源泉徴収免除とされていない。我が国企業のグローバルな事業展開を支援する円滑なクロスボーダーペイメントを実現するためにも、親子間融資に係る利子源泉税の免除を求める。（米国が他の主要先進国と締結している租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免税の取扱いとなっている。日米間で利子の源泉課税があることにより、米国において活動する欧州グループに比して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。）

(10)外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）の見直し

タックスヘイブン税制については、軽課税国に利益を留保することにより、我が国での税負担の不当な軽減を図る租税回避行為を防止するために設けられたものであり、法人実効税率 25%以下の国にある外国子会社等（特定外国子会社等）の留保所得に対する持分相当額について、日本の親会社の所得と合算して課税することとなっている。

近年、産業活性化や雇用創出などに資する外国企業誘致を促進するため、諸外国において法人実効税率を引き下げる傾向にあることから、本措置の本来の目的とは異なる企業までタックスヘイブン税制が課されてしまう懸念がある。また、「法人実効税率 25%以下」という軽課税国の判定基準は、我が国の法人実効税率が約 50%であった昭和 53 年に定められたものであり、近年では我が国の法人実効税率は約 40%まで下がってきていることも勘案し、軽課税国の判定基準を 20%以下まで引き下げるべきである。

さらに、現行税制では特定外国子会社等の留保所得のみが課税対象となっており、欠損金の合算は認められておらず、著しく不合理な制度となっていることから、欠損金のある特定外国子会社等も日本の親会社の所得との合算対象とすべきである。

(11)印紙税の抜本的見直し

印紙税は、経済取引に伴い契約書や領収書等の文書が作成される場合、文書の作成行為の背後にあると考えられる経済的利益に着目して課税する税であるとされている。しかしながら、電子商取引の普及や事務処理の機械化等に伴いペーパーレス化が進む現状においては、経済取引の記録媒体を紙とするか電子媒体とするかによって課税・非課税の差異が生じており、不合理かつ公平性を欠いていることから、廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。

3. 企業年金に係る税制の整備

確定給付企業年金法ならびに確定拠出年金法が施行されて4年余りが経過し、企業経営における重要課題と認識される退職金・年金制度の見直しが急速に広がっている。労使双方の多様な退職金・年金制度へのニーズに応える、自由度の高い制度設計を実現可能とするため、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 特別法人税の撤廃

退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）については、平成19年3月31日迄で課税停止措置の延長期限切れとなる。特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されている確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に多大な影響を与えることが懸念されるため、撤廃を強く要望する。

そもそも諸外国においては、年金税制を拠出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが課税されることとなった場合、新企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度の維持が困難になる恐れが強い。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、本年度税制改正において撤廃されるべきである。

年金税制については、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、さらに平成16年度税制改正にて決定した公的年金等控除及び老年者控除の縮小・廃止によって将来的に得られる財源は、特別法人税を撤廃することによる財源不足の穴埋めとして将来的に最優先で確保されてゆくべきである。

(2) 確定拠出年金に係る課税の見直し

確定拠出年金法の成立後、平成16年度の税制改正で拠出限度額引上げが一度実現したものの、依然としてその拠出限度額が少ないことや、労使のマッチング拠出の禁止等の制約があるため、企業は退職給付制度の見直しに際して、確定拠出年金を見直しのメインの制度として位置付けることが難しい状況にある。

このため、拠出限度額の早期の一層の引上げ、マッチング拠出の容認、

老齢給付金の給付開始年齢の弾力化といった措置を講ずるべきである。

(3) 税制適格年金における時価主義の導入

税制適格年金において、簿価主義が求められるのは税制適格性についてのみであり、厚生年金基金や新企業年金（DB、DC、CB）における評価はすでに時価主義であること、また、運用機関の入替えなど、効率化を行うための施策を実行した場合に必要以上に実現損益（実現益）が発生し、それにより企業本体のキャッシュフローや運用効率に影響を与えること等から、税制適格年金についても現行の簿価主義による評価に加え、時価主義で評価することも選択肢として認めるべきである。

(4) 過去勤務債務の一括償却

確定給付企業年金制度と併せて、既存制度からの円滑な移行を図る観点、並びに年金財政の健全化促進を図る観点から、過去勤務債務の一括償却を含め償却期間の弾力化が認められるべきである。

具体的には、現在、償却率の上限が 50%（定額償却の場合は 3 年）であるところを、一括償却（100%償却、1 年償却）も含め 50%（3 年）以上の償却も認めるべきである。

以 上

企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称：企業財務協議会)

事務局 出口 将基

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番16号 晚翠ビル5階

(財)企業活力研究所内

TEL 03(3503)7671

FAX 03(3502)3740